

8月20日(土)

第1回

13:30~15:00

日本の社会保障制度の全体像を把握する

日本の社会保障制度は、1961年に達成された国民皆保険・皆年金体制を基軸にして、今日まで疾病や老齢に対応するため福祉を含めその機能と役割を果たして来ました。しかし、経済成長が停滞した今日では、子育て支援や教育、住宅などの現物給付を含めた新しいセーフティネットの機能が求められています。そこで社会保険制度、求職者支援制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度など現行の社会保障制度の課題を体系的に学ぶことにします。



講師： 桑原昌宏

(元大学教授 労働法・国際労働法)

15:15~16:45

第2回

労働基準法など労働者を保護する諸法規の基礎的理解

労働者が使用者の下で働くことは、労働契約の締結によって成立します。国は労働力を保全・維持するために、戦後労働基準法を制定しました。同法は今日まで幾多の改正を重ね解雇、賃金、労働時間、休暇の規定、年少者や妊産婦の保護規定など就業規則とそれらを監督、指導する労働基準監督行政全般の役割を定めています。労働基準法と労働安全衛生法などの労働者保護諸法規をメンタル、フィジカルの両面から学ぶことにします。

講師： 篠原耕一

(元労働基準監督官、
労働衛生コンサルタント)



8月28日(日)

第3回

13:30~15:00

有期雇用労働者の処遇改善を図る労働法の役割と現状

「女性活躍推進法」が制定されるなど女性の就業率の上昇が期待されていますが、その前提には非正規と正規の格差の是正や男女が共に仕事と家庭生活との調和を維持できる持続可能な働き方が求められています。労働契約法やパートタイム労働法、労働者派遣法などの現行法はどこまで、その役割を果たすことができるのか、について理解を深めます。



講師： 上田達子

(同志社大学法学部教授)

15:15~16:45

第4回

個別労働関係紛争と適切な相談先や解決手段の案内に向けて

本年1月の「日本の雇用紛争」という調査研究書には、労働紛争解決手段として「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理を行っています。また厚労省は様々なハラスメントの相談や解決に当たる相談窓口を一本化しました。そうした行政機関とは別にNPOなど民間レベルでの相談窓口や解決方法も存在します。具体的事例を通し紛争内容、当事者の意向、主体的力量などと労働契約法、民事訴訟の法理をも考慮した選択肢、適切な解決のための方法・手段について学びます。特に今回は、受講者による参加型研修会の方式を採用します。

講師： 伊山正和

(弁護士)



9月3日(土)

第5回

13:30~15:00

職業安定法や雇用対策法など労働市場政策をめぐる労働法制を学ぶ

国は就業人口の減少に対応すべく労働力の確保に向けた政策や法の制定・整備を急いでいます。具体的には「若者雇用促進法」が制定され「雇用保険法」「労働者派遣法」「障害者雇用促進法」などの改正も進んでいます。産業構造が変化し、産業の転換に伴う新しい労働者のキャリア、教育訓練や能力開発の課題、雇用機会の創出など雇用政策と労働市場をめぐる今日的な法体系を学ぶことにします。

講師： 坂井岳夫

(同志社大学法学部准教授)



15:15~16:45

第6回

ワークショップで学ぶ休職者の就労支援

ガンや糖尿病などの成人病、精神疾患や難病に罹患した労働者の職場復帰支援には、職場の事業主、上司、同僚、人事労務担当者(社会保険労務士)などの理解と職場風土、それを支える組織体制が不可欠です。また離職を余儀なくされた労働者が雇用保険から失業給付を受けるためには、「労働の意思及び能力」が前提とされるため容易に失業給付等は受給できません。更に精神疾患を発症し、健康保険の傷病手当金を受けていた労働者が休職期間を経て、その後に業務上の決定を受けた場合に、これまで受けた社会保険からの給付はどうなるのか、また会社との雇用関係はどのようになるのか、活きた社会保険のポートフォリオを検討します。具体例を設けてグループディスカッションを行います。

講師： 笹尾達朗(当会常務理事・社会保険労務士)